

「顔の見える木材での家づくり」のための専門家派遣・技術指導 実施要領

1. 趣旨

地域の関係者（山林所有者、素材生産業者、森林組合、木材加工業者、設計士、大工、工務店等）の連携によるグループでの、地域材及び地域の技術を使用した家づくりを行う「顔の見える木材での家づくり」活動を支援するため、これらグループへの専門家の派遣及び技術指導を行う。

2. 派遣・技術指導対象の範囲

地域材及び地域の技術を使用した家づくり活動を行っている、木材供給者（山林所有者、素材生産業者、森林組合等）、木材加工業者（製材業者、プレカット事業者等）、設計・建築業者（設計士、大工、工務店等）等のグループ又はグループ構成員（以下、「グループ等」という）。

3. 派遣・技術指導の内容

(1) 専門家の派遣：希望する専門家又は木構造振興(株)が紹介する専門家による技術指導。

(2) 指導成果の検証：指導により得られた成果の性能試験等による検証。

※(2)は必要に応じて実施する。

4. 派遣・技術指導の分野

(1) 製材加工技術、乾燥技術（葉枯らし乾燥、天然乾燥等）、品質管理及び木材流通（表示制度、トレーサビリティ等）等の分野。

(2) その他、地域材を使用した家づくりのための技術力の向上が必要な分野。

5. 派遣時期及び派遣回数

(1) グループ等からの派遣要請に応じ、派遣時期及び派遣回数を設定。

(2) 原則として一回の派遣は1日単位（旅行日は含まず）とするが、指導内容によっては時間単位も可能。

6. 派遣・指導経費

(1) 下記の経費は木構造振興（株）が負担する。

専門家の指導謝金（1日10万円を上限とする）及び旅費・交通費（木構造振興（株）旅費規程等による）、会場借料等、性能試験費、運搬費

(2) 上記以外の必要な経費は、派遣を受けたグループ等が負担する。

7. 派遣・指導手続き

(1) 専門家の派遣を希望するグループ等は、随時、専門家派遣申請書（別紙1）を木構造振興（株）に提出する。

(2) 木構造振興（株）は、申請書を受理した後、申請内容をチェックの上、派遣する

専門家及び派遣計画を確定し、専門家派遣計画書（別紙2）を申請グループ等に送付する。

- (3) 専門家への指導謝金及び旅費・交通費は木構造振興（株）から直接専門家に支払う。
- (4) 会場借料等については、木構造振興（株）宛の請求書により、木構造振興（株）が支払う。
- (5) 派遣専門家は、指導を行った結果を専門家指導報告書（別紙3）により木構造振興（株）に提出する。

8. 性能試験実施手続き

- (1) 指導を受けた結果の検証として性能試験を必要とするグループ等は、派遣専門家の指導の下、性能試験実施計画書（別紙4）を作成し木構造振興（株）に提出する。
- (2) 木構造振興（株）は、提出された性能試験実施計画書の内容が適切であると認めた場合は、性能試験実施計画承認書（別紙5）を申請グループ等に通知する。
- (3) 性能試験実施計画書の承認を受けたグループ等は、派遣専門家の指導の下性能試験を行う。
- (4) 性能試験は木構造振興（株）名で実施し、請求書（試験体の運送費等を含む）は木構造振興（株）宛とする。
- (5) 申請グループ等は、性能試験を実施した場合は性能試験実施結果報告書（別紙6）を木構造振興（株）宛提出する。

実施要領、申請書の入手・問い合わせ先

〒107-0052

東京都港区赤坂 2-2-19 アドレスビル 5 階
木構造振興株式会社 事業部 古澤、大澤

電話番号 : 03-3585-5596

F A X : 03-3585-5598

メールアドレス : jigyoun@mokushin.com

ホームページ : <http://www.mokushin.com/>

ホームページから、実施要領、申請書が入手できます。